

令和3年 第8回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日（水）午後1時30分から午後3時8分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (1人)

委員	12番	大拙 孝
----	-----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第9号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可処分取消しについて

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の協議について

6. 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定に基づく出席要求による出席者

佐野市産業文化部農政課

農政係 主事 松田準平

7. 農業委員会事務局職員

参事 磯部高志

農地調整係 係長 川田優子

主査 飯塚康夫

主任 鈴木正寛

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

8. 会議の概要

事務局

ただいまから、令和3年第8回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局、お願いします。

事務局

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。

す。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号12番 大拙 孝委員の1名でございます。

議 長

ただいま、事務局の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第8回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 向田栄一委員、議席番号11番 本島光雄委員のご兩名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第9号までであります。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消しについて」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消しについて、次のとおり許可処分の取消し願いがありましたので、意見を求めます。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番
若田部委員

願い出の理由に金銭面での交渉が折り合わずとありますが、両者の間で売買金額は話し合ったうえで申請するのではないのでしょうか。

事務局

回答いたします。こちらの筆は〇年の〇月に申請された案件になり、今回取消し願いが出た筆を含めて〇筆で売買金額が決定しておりました。許可後、実際に農地売買に至る段階で、取消し願いが出ている1筆について売買金額の変更の話が両者の間で出ましたが、話し合いに決着がつかず、今回の取消しの願い出に至りました。

9番
若田部委員

一度〇筆で売買金額が決定していたにもかかわらず、金額の変更の話が出たわけですね。同様のケースはよくあるのでしょうか。

事務局

売買金額についても、許可申請の段階で問題がないか確認したうえで受け付けているので、同様のケースはほとんどないと思われま

9番
若田部委員

わかりました。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可処分を取消すことに賛成の委員の挙手を求め

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号は、申請のとおり許可処分を取消すことに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条631番 初めに、こちらの申請につきましては、先月の総会で空き家に付属した農地に指定いただきました農地の申請になります。契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。農地の利用状況につきましては、新

規就農ということで現時点では耕作面積はございません。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台をリースしております。主な作付予定は、芋、ネギ、白菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は、佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第3条、空き家に付属した農地に係る別段面積1aに達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条632番 こちらの申請につきましても、先月の総会で空き家に付属した農地に指定いただきました農地の申請になります。契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。農地の利用状況につきましては、新規就農ということで現時点では耕作面積はございません。大農機具の所有状況は、刈払機1台を所有予定です。作付予定は、既存の梅、栗、キウイに加え、ブルーベリーとなっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は、佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第3条、空き家に付属した農地に係る別段面積1aに達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条633番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、芋、ネギ、白菜及び梅となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条634番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円で

す。申請地までの距離は10km、所要時間は20分です。大農機具又は家畜の所有状況は、羊48頭、草刈機1台、軽トラック1台、噴霧器1台を所有しております。主な経営作物は、牧草及び果樹類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は515日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条635番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は10km、所要時間は20分です。大農機具又は家畜の所有状況は、羊48頭、草刈機1台、軽トラック1台、噴霧器1台を所有しております。主な経営作物は、牧草及び果樹類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は515日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条636番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、コンバイン1台、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。主な経営作物は、米及び野菜類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第2号3条631番、632番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条631番、632番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

まず、ご報告の両案件につきましては、先月認定した空き家に付属した農地の取得に関するものになりまして、営農ではなく、家庭菜園を営むという形での新規就農となりますことをお伝えします。

それでは、3条631番の案件について審査会の結果を報告します。

8月17日に、委員5名が出席して審査会を行いました。

本申請につきましては、所有権の移転1筆の申請になります。

申請地の現況は、農地として問題なく、作付作物として芋、ネギ、白菜を予定しております。トラクター、耕運機を義理のお父様からリースし、農業指導も受けていく予定です。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、許可相当であると判断いたしました。

続いて、3条632番の案件について審査会の結果を報告します。

8月17日に、委員5名が出席して審査会を行いました。

本申請につきましては、所有権の移転1筆の申請になります。

申請地の現況は、農地として問題なく、作付作物として既存の梅、栗、キウイに加え、新たにブルーベリーを予定しております。刈払機の取得を予定しており、ご主人と協力して農地利用していく予定です。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、許可相当であると判断いたしました。

以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。審査会の結果については、報告のとおりであります。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願につい

て」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条36番について報告します。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が「2a未満」で、転用目的が自己の耕作のための「農業用倉庫」であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(川上委員 挙手)

議席番号1番 川上美由紀委員、どうぞ。

1番

川上委員

ここは新しく県道が通る予定になっていると思うのですが、申請地は県道敷地に入っているのでしょうか。

事務局

申請地については、県道敷地には該当しません。東側の自宅は県道敷地に該当しておりまして、その自宅を移転するにあたり、申請地が農地であることがわかったため、今回申請に至りました。

1番

川上委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

4条133番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

4条134番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため「原則不許可」です。立地基準は、「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

4条135番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(小林委員 挙手)

議席番号7番 小林秀男委員、どうぞ。

7番
小林委員

4条133番、134番について質問いたします。一時転用10年間の意味を教えてください。

事務局

こちらの申請はパネルを支える支柱部分についての一時転用になります。一般的に一時転用は3年間までですが、営農型太陽光発電設備の場合、下部の営農をされる方が認定農業者であれば期間を10年間まで延長することができます。

7番
小林委員

わかりました。

(川上委員 挙手)

議長

議席番号1番 川上美由紀委員、どうぞ。

1番
川上委員

先ほど質問が出た案件について、太陽光の下部ではどのような作物を栽培するのでしょうか。

事務局

榊を栽培する計画となっております。

1番
川上委員

133番、134番どちらの申請地も榊なのでしょうか。

事務局

はい。どちらも榊になります。

1番
川上委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

5条833番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条834番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第3種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条835番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農用地のため、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条836番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条837番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条838番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条839番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条840番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第2種農地」のため、「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条841番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農用地ということで、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条842番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農用地ということで、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条843番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農用地ということで、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、「一時的な利用」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条844番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、許可の基準は「第1種農地」のため、「原則不許可」です。立地基準は、「集落接続」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(立川委員 挙手)

議席番号3番 立川久恵委員、どうぞ。

3番
立川委員

5条835番について質問いたします。砂利の採取後、土砂で埋戻して農地に復元するとありますが、どのようなもので埋戻されるのでしょうか。

事務局

砂利を採取した後については、土砂を買い付けて埋戻し、一時的に寄せていた表土を上から被せるような施工で農地に復元する計画となっております。

3番
立川委員

ありがとうございます。また、5条836番、837番、838番について、現在耕作されていないとのことですが、同時期に事業計画に入ったのに、受人が1件だけ異なるのには何か理由があるのでしょうか。

事務局

3件のうち2件が法人であり、不動産や太陽光発電を行っている会社になりまして、あと1件についてはその法人の代表取締役個人の申請となっております。太陽光発電の実施事業敷地を探していたところ、今回の申請地が候補地に挙がり、事業を実施するにあたり3か所の事業敷地に分けて、設備認定を2か所は法人で取り、1か所は個人で取れたためこのような申請となりました。

3番
立川委員

わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号5条841番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、5条841番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、5条841番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、5条841番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地484番について報告いたします。
願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま
す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して
おり、非農地証明は妥当であると思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、願いの
とおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(野村委員 挙手)

議席番号13番 野村春男委員、どうぞ。

13番
野村委員

1番について、借人は他にも耕作している農地があるようですが、今年田植えをした後何も管理していないという情報があり、周囲の人によると体調を崩しているとのことでした。そのような状態でも申請すれば手続きができてしまうのでしょうか。

事務局

農政課で今後耕作ができるような方なのかどうかは確認したうえで申請は受け付けているはずですが、今回このような意見が出たということも農政課に回答するということによろしいでしょうか。

13番
野村委員

わかりました。

議長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第8号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の協議について」を議題といたします。議題に入る前にご報告を申し上げます。本件の説明員として、佐野市産業文化部農政課農政係担当職員が出席しておりますので、ご紹介いたします。

(農政課担当職員 自己紹介)

事務局及び農政課をして議案第9号の説明をさせます。

事務局

議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の協議について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、佐野市長から協議の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和3年8月25日提出 佐野市農業委員会会長。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の内容につきましては、農政課職員から説明いたします。

説明員 (議案第9号 朗読し説明)

議長 事務局及び農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(石川委員 挙手)

議席番号2番 石川俊雄委員、どうぞ。

2番 石川委員 基本構想の中に佐野市の中山間地域の記載がありますが、実態・現状把握はどのように行っているのかお聞きします。

説明員 回答いたします。中山間地域の実態・現状把握のため、県と連携してとちぎ広域営農システムの仕組みづくりを進めていくこととなります。現在、現状把握のためのモデル経営体となるような集落営農を行っている地域の調査をしている段階であり、その調査結果をもとに実態に即したシステムを構築していく予定です。中山間地域は担い手不足が深刻化する中で、農地、水路等の維持管理をしていくためにも、集落営農組織や地域が一体となって農地を守っていけるよう、行政のほうでもサポートしていければと考えております。

2番 石川委員 ありがとうございます。調査をよろしくお願いします。

(向田委員 挙手)

議長 議席番号6番 向田栄一委員、どうぞ。

6番 向田委員 石川委員と同じ意見ですが、中山間地域の実態・現状把握の調査がこれから行われるということで、その調査後には具体的な提案等していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 これをもって質疑を終結いたします。お諮りをいたします。議案第9号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第9号については、承認することに

決定をいたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和3年第8回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時08分閉会